

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する公聴会の開催について

令和2年2月26日付で国土交通大臣から諮問された標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和2年4月2日（木） 午後1時から
場所：中央合同庁舎第4号館 4階 共用408会議室
（東京都千代田区霞が関3-1-1）

2. 事案の要旨

事案番号：令2第6001号
事案の種類：一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
事案の内容：資料1参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は令和2年3月25日（水）にプレスリリース致します。

4. 公述・傍聴の人数

- ・公述人 10人以内（1人15分以内）
- ・傍聴人 60人以内

5. 公述の申出

（1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和2年3月12日（木）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

（2）公述申込書は、別紙様式例の裏面の注意事項をよくお読みになり、別紙様式例に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地

並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人によっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和2年3月25日（水）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページ（http://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）に掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、期限までに以下宛先までお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。
期限：令和2年3月12日（木）正午 必着
宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会
- (2) 傍聴人の人数は60人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、令和2年3月25日（水）に発送します。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和2年2月27日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書については、令和2年3月13日（金）からそれぞれ運輸審議会公聴会のホームページで公開するとともに、令和2年4月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除き毎日午前10時から午後5時まで）、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局にて閲覧に供します。

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については令和2年3月25日（水）にプレスリリース致します。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。